

Ⅶ その他

1 「東京都教育ビジョン（第3次）」（平成25年4月策定）の概要

基本的な考え方

1 東京都教育ビジョン（第3次）策定の経緯

○これまでのビジョン

- ・「東京都教育ビジョン」（平成16年4月）
- ・「東京都教育ビジョン（第2次）」（平成20年5月）
⇒平成24年度までの5年間の東京都の教育振興基本計画

○東京都の状況

- ・「2020年の東京」策定（平成23年12月）

○国の状況

- ・教育基本法の改正（平成18年12月）
- ・改正教育基本法を踏まえた学習指導要領の改訂（平成20年3月、平成21年3月）

2 社会の変化と教育が果たす役割

○社会の変化

- ・超高齢社会の到来、生産年齢人口の減少
- ・経済のグローバル化、新興国の台頭、日本経済の低迷
- ・日本型雇用システムの変化
- ・東日本大震災の発生

○教育が果たす役割

- ・社会の急速な変化の中、次代を担う人材の育成が、我が国の発展の鍵^{のつと}
- ・改正教育基本法や東京都教育委員会の教育目標に則^{のつと}った教育を推進



「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定

- 「東京都教育ビジョン（第3次）」を、東京都の教育振興基本計画として、位置付ける。
- 平成25年度からの5年間を中心に、今後中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示す。

3 東京都が目指すこれからの教育

基本理念

社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う。

視点

子供一人一人の個性や能力に着目し、最大限に伸ばすとともに、自己肯定感を高める。

「知」「徳」「体」の調和のとれた生きる基盤を培う。

変化の激しい社会を生き抜く思考力・判断力・表現力や創造力等を育てる。

社会の一員としての自覚と行動力、社会の発展に貢献しようとする意欲を高める。

学校、家庭、地域・社会が、相互に連携・協力して子供を育てる。

10の取組の方向

知

取組の方向1

学びの基礎を徹底する

取組の方向2

個々の能力を最大限に伸ばす

徳

取組の方向3

豊かな人間性を
培い、規範意識
を高める

取組の方向4

社会の変化に
対応できる力
を高める

体

取組の方向5

体を鍛える

取組の方向6

健康・安全に
生活する力を
培う

学校

取組の方向7

教員の資質・能力
を高める

取組の方向8

質の高い教育
環境を整える

家庭

取組の方向9

家庭の教育力
向上を図る

地域・ 社会

取組の方向10

地域・社会の
教育力向上を図る

10の取組の方向と23の主要施策

取組の方向1 学びの基礎を徹底する

主要施策1

基礎・基本の定着と学ぶ意欲の向上

- 学力調査の実施・分析に基づき、学校や児童・生徒一人一人の課題とその解決策を明確にし、習熟度別少人数指導の充実を図るなど、授業改善を推進する。
- 小学校低学年からの反復学習により基礎・基本の確実な定着を図る。
- 都立高校において、学校の設置目的に応じた「都立高校学カスタンダード」を設定し、その基準に到達するまで指導を行う。

取組の方向2 個々の能力を最大限に伸ばす

主要施策2

思考力・判断力・表現力等を育成し、時代の変化や社会の要請に応える教育の推進

- 「言葉の力」を鍛え、高校生の思考力・表現力を高めるため、首都圏の高校生を対象とする「高校生書評合戦首都大会」（仮称）を開催する。
- 理数系の知識や技能を競うコンテストの開催などを通して、理数好きの子供たちの裾野を拡大し、科学技術で世界をリードする人材を育成する。

主要施策3

国際社会で活躍する日本人の育成

- 世界に伍して活躍する人材を育成するとともに、新たな教育モデルを提起するため、都立小中高一貫教育校の設置に向けて準備を進める。
- 「次世代リーダー育成道場」や留学生の受入れの拡充、国際バカロレア認定校を目指す取組、JICA※との連携等により、世界を舞台に活躍する人材を育成する取組を推進する。

※ JICA:独立行政法人 国際協力機構

取組の方向3

豊かな人間性を培い、規範意識を高める

主要施策4

人権教育の推進

- ・全公立学校において人権教育の一層の充実を図る。
- ・社会教育関係職員・関係団体指導者等を対象に人権学習の普及啓発等を実施する。

主要施策5

道徳心や社会性を身に付ける教育の推進

- ・都独自の道徳教育教材の活用等により、都立高校を含む全公立学校において発達段階に応じた道徳教育を推進する。
- ・全都立高校で、「生活指導統一基準」に基づいた指導体制を構築し、生徒の規範意識の向上や公共の精神の醸成を図る。
- ・異年齢・異世代との交流等の社会体験活動、自然体験活動、ボランティア等の社会貢献活動を推進する。
- ・集団生活を通じて社会性や協調性を養う取組の一つとして、寮の在り方を検討する。

取組の方向4

社会の変化に対応できる力を高める

主要施策6

社会の変化に自律的に対応できる力の育成

- ・インターネットの適正利用等、情報モラル教育を推進する。
- ・課題解決に主体的に取り組めるようにする環境教育や適切に社会生活を営むための消費者教育等を推進する。
- ・様々な社会問題について考え、正しい判断に基づいて行動する力を養う。

主要施策7

社会的・職業的自立を図る教育の推進

- ・小・中・高等学校の発達段階に応じたキャリア教育を推進する。
- ・都立高校生が実社会において自立して生きていくために必要な能力や態度を身に付ける教育プログラムを開発・展開するなど、普通科高校におけるキャリア教育を推進する。

取組の方向5 体を鍛える

主要施策8

体力向上を図る取組の推進

- ・「総合的な子供の基礎体力向上方策（第2次推進計画）」に基づき、社会全体で子供たち一人一人の基礎体力の向上を図る。
- ・「東京都統一体力テスト」の結果等を活用し、子供たち一人一人の体力・運動能力に応じて体力向上を図る取組を推進する。
- ・オリンピック・パラリンピアン为学校派遣やオリンピック・パラリンピックに関する学習を推進する。

主要施策9

競技力向上を図る取組の推進

- ・全国大会や関東大会などのより高い目標に向けて競技力を向上させ、都立高校におけるスポーツ全体の競技力の底上げを図る。

取組の方向6 健康・安全に生活する力を培う

主要施策10

健康づくりの推進

- ・「都立学校における健康づくり推進計画」に基づき、科学的知見を踏まえた健康教育を推進する。
- ・教科横断的な指導により、学校の教育活動全体を通じて食に関する指導を推進する。
- ・アレルギー疾患に適切に対応する体制を確立する。

主要施策11

安全教育の推進

- ・全都立高校において、一泊二日の宿泊防災訓練を実施するなど、「自助」「共助」の実践力を高める取組を推進する。
- ・区市町村教育委員会と連携し、安全教育に関する授業の実践研究を行い、安全教育の一層の充実を図る。

主要施策12

優秀な教員志望者の養成と確保

- ・大学等との連携を強化し、教員としてふさわしい資質と能力を持った人材を養成するとともに優秀な人材の確保に努める。

主要施策13

現職教員の資質・能力の向上

- ・職層に応じた研修や海外派遣研修等により、教員の資質・能力の向上を図る。
- ・体罰の根絶や部活動の一層の振興を図る。
- ・メンタルヘルス対策の充実を図る。

主要施策14

優秀な管理職等の確保と育成

- ・優れた教育管理職を確保するとともに、困難な教育課題への対応力の向上を図る。

主要施策15

都立高校改革推進計画の着実な推進

- ・「都立高校改革推進計画第一次実施計画」の着実な実施による改革を推進する。

主要施策16

東京都特別支援教育推進計画の着実な推進

- ・「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」の着実な実施により特別支援教育の一層の充実を図る。

主要施策17

子供たち一人一人に応じた手厚い支援体制の構築

- ・全公立小・中・高校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや暴力行為などの問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決を図る。
- ・いじめ問題に関する総合的な対策を拡充する。（事例分析による調査研究、第三者的相談機能の充実等）

主要施策18

学校の組織力の向上

- ・小・中学校の校務改善の推進、都立高校の組織マネジメントの向上を図る。

主要施策19

学校の教育環境整備

- ・非構造部材を含む学校施設の耐震化、ICT機器の活用、校庭の芝生化を推進し、学校環境の整備を行う。

取組の方向9

家庭の教育力向上を図る

主要施策20

家庭教育を担う保護者への支援体制の充実

- ・福祉の専門家等により家庭を支援する仕組みを、全小・中学校に導入する。
- ・乳幼児期からの子供の教育について、医学等の知見を踏まえた啓発を行う。

主要施策21

仕事と生活の調和による保護者の教育参加の推進

- ・企業をはじめとした社会全体におけるワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進する。

取組の方向10

地域・社会の教育力向上を図る

主要施策22

地域等の外部人材を活用した教育の推進

- ・多様な地域人材を活用して、地域の実情や学校のニーズに応じた教育支援活動を行う。
- ・放課後等に、退職教員等による補充学習や発展的な学習を行う取組を推進する。

主要施策23

地域における多様な活動の充実

- ・「心の東京革命」を一層推進し、親と大人が責任を持って、子供たちに正義感や倫理観、思いやりの心を育み、人が生きていく上で当然の心得を伝えていく。
- ・「放課後子供教室」「学童クラブ」等の設置の促進を図るとともに、地域において、幅広い教養が学べる現代版の寺子屋といえる取組を検討する。